

健康保険証の存続を求める意見書を国に提出することを求める請願書

紹介議員

鵜澤 真一



健康保険証の存続を求める意見書を国に提出することを求める請願書

【請願趣旨】

政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を2023年6月2日に可決・成立させました。しかし、健康保険証とマイナンバーカードの一本化については、法案審議の過程やその後の各種調査で様々な問題が明らかとなり、多くの患者・国民が不安を抱えています。

茨城県社会保障推進協議会と茨城県保険医協会が共同で行った「健康保険証廃止に関する県民アンケート調査（2024年1月～2月に実施、回答数619人）」では、健康保険証廃止について、回答した方の約9割（569人/619人）が健康保険証廃止の『延期』や『撤回』を求める結果となっております。また、本アンケートにおいて、マイナ保険証を利用することに不安を感じていると回答した方は、8割（506人/619人）を超えています。2024年12月2日の健康保険証廃止を目前に控えておりますが、これが県民の実情です。

また、茨城県保険医協会が会員医療機関に対して実施したアンケート調査「医療機関マイナ保険証トラブル調査（2023年11月24日～2024年1月10日に実施、FAX送信1,572件、回答数332件）」では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関332件のうち196件、約6割が昨年10月以降においても何らかのトラブルを経験しております。そのうち、他人情報が紐づけられていたケースが今次調査においても4件ありました。以前より指摘されているように、別人の情報に基づいた診療・投薬は重大な医療事故につながりかねません。また、オンライン資格確認におけるトラブル対応のため、医療機関窓口で患者に10割負担を求めたケースも17医療機関で31件発生しており、経済的理由により受診困難となることも懸念されます。

健康保険証の廃止ありきでマイナンバーカードと保険証の一体化を進めれば、医療や介護の現場では負担と責任が課せられ、医療現場や患者に不安と混乱が生じます。また、各自治体においても地域住民からの相談対応、事務手続き等の負担が増大すると考えられます。

医療機関を受診するためにはマイナンバーカードを取得せざるを得ない状況となりつつありますが、マイナンバーカードの取得はマイナンバー法上、「任意」です。様々な問題を解決するためには、健康保険証をこれまで通り交付した上で、マイナンバーカードによる保険証利用を任意とすることが必要です。

これらのことから、地方自治法第99条の規定により国に意見書を提出してください。

【請願項目】 健康保険証の廃止を中止し、存続することを求めます。

上記の通り請願書を提出します。

2024年5月29日

茨城県社会保障推進協議会
水戸市白梅 4-1-30 信和総業 2-A

029-228-0600

事務局長 木村冬樹



ひたちなか市議会議員 薄井宏安様